

第5回 甲賀市自治基本条例策定委員会 会議録（概要）

【日 時】 平成25年11月7日（木） 19時～20時55分

【場 所】 サントピア水口（共同福祉施設）教養文化室

○出席者

策定委員：12名（委員総数14名）

小林委員、村上委員、山川委員、寺田委員、安達委員、黄瀬委員、大原委員、田村委員、橋本委員、田中委員、三浦委員、馬場委員

庁内作業チーム：21名（委員総数22人）

柚口委員、奥山委員、橋本委員、森島委員、藤村委員、谷委員、廣岡委員、田嶋委員、古谷委員、徳田委員、太田委員、林委員、今井委員、西村委員、藤田委員、松井委員、田原委員、澤田委員、呉竹委員、中島委員、清水委員

オブザーバー参加：あいこうか市民活動・ボランティアセンター コーディネーター 宮治、大平

事務局：中島、清水、築島、川上

傍聴者：1名

○次 第

1. 開会（市民憲章唱和）
2. 第4回会議録の確認について
3. 各グループの意見を問題群ごとに整理した一覧表について
4. 次回の内容について
5. 閉会

■ 1 開 会

○事務局

皆さん、改めまして、こんばんは。定刻にお集まりいただき、ありがとうございます。ただいまより第5回甲賀市自治基本条例策定委員会を開会いたします。

開会にあたりまして、市民憲章の唱和をいたしたいと思っておりますので、ご起立をよろしく願いいたします。

（市民憲章唱和）

○事務局

ありがとうございました。着席をお願いいたします。

それでは、本日の委員の確認をさせていただきます。

出席の状況でございますが、奥野委員様、増山委員様のお二人につきましては欠席

ということでご連絡いただいておりますのでよろしくお願いいたします。

それと、職員でございますが、公共交通推進室の室長中尾が欠席をさせていただいております。ご了承いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、初めに、委員長からご挨拶をお願いします。

○委員長

改めまして、皆さん、こんばんは。大分もう秋も深まってまいりました。今日、この部屋も底冷えするような感じもしております。秋が深まってまいりますと、皆さんのところ、秋というのはイベントがめじろ押しの季節じゃないかなと思います。地域のお祭りであったり、何かいろいろあったりすると思います。

実は私ごとですけど、今週末に愛知県の豊川市というところで開かれます、全国のご当地グルメでまちおこしをしている団体の大会がありまして、そこに、私は四日市ですので、「四日市とんてき協会」という団体の私が代表なので、その仲間とともにそこに参加するというので、今準備に大わらわの時期でございます。大わらわと言うたら、あさってからですので、あとは腹をくくるだけですけども、今そんなことを言っても、皆さんの地域でも祭りとかイベントでいろいろとお忙しいところじゃないかなと思うのですが、一日の終わりの時間、夜の大分お疲れのたまっている時間にお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

今日、この後の議論の中でも、実はそういう地域での言動はどうだろうというときに、今担い手がなくて大変だとか、なかなかみんなの協力が得にくいので困っているとか、そんな話もあろうかと思えます。いろいろとその地域に課題がある中で、どういうふうなルール・仕組みをつくれば、甲賀市がこれからの未来を迎えていくことができるのかということが、この条例づくりの目的の一つであろうと思えます。そんなことで、皆さん、日ごろの活動と結びつけながら、また条例に向けてのご議論、ご意見を、今日もいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

それでは、これから議事に入りますが、小林委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長

最初に、資料の確認のご案内をしたいと思いますので、事務局からお願いします。

○事務局

今日から口の字型といいますか、これまではワークショップということで皆さんが各グループに分かれてご議論いただいていたけども、今日からはこのような形で、それぞれのお立場でご意見等をいただきますようよろしくお願いいたします。

三角プレートにそれぞれ皆さんのお名前を書かせてもらっているのですが、市の職

員だけ「〇〇委員」となっており、市民委員の皆様には委員と記載せずにお名前のみ
の表示となっています。大変失礼なことで申しわけございません。その辺は、次回に
統一させていただきます。

それでは、資料の確認をさせていただきたいと思います。1枚目が「次第」、2枚
目が「座席表」です。座席表には皆さんそれぞれのお立場で参加されておりますので、
団体名等も載せています。それから、3枚目は、この自治基本条例の策定委員会の基
本ルールです。これは第1回目のときにご議論いただき、承認されたものです。今回
あらためて、発言する上でご確認いただくものとして資料につけさせていただきました。
今日お渡しさせてもらっている資料は以上ですが、事前に送付をさせていただ
いております第4回の会議録と、グループの意見を問題群ごとに整理しました一覧表
については、ご持参いただいていると思いますが、もし、無ければ、お申しつけいた
だきたいと思います。お持ちでない方がいらっしゃいましたらお渡しさせていただきます
けども、よろしいですか。

では、まず事務局から事前にお配りしております問題群ごとに整理した一覧表に誤
植がありますので、まずご確認をいただきたいと思います。4ページの表で、問題群
のセルの列、⑧「市の一体感」というところですが、その上のセルのところも⑧「高
齢者」となっています。⑧が続いておりますので、「市の一体感」のところは⑨とい
うことにしていただきまして、それから順次5ページの「コミュニティ」に関しても
⑨が⑩になりますし、順番にずれていく形になります。ですので、最後のページのと
ころも、⑰の「国際」はいいですが、その前の「個人情報」までが順番にずれていき
ますので、申しわけないですけども、数字のずれが出ておりますので、訂正をお願い
します。

それから、市民の委員の皆様につきましてはこれまで4回、委員会を開催させてい
ただいております。条例で位置づけられている、委員報酬については11月15日
にお支払いをさせていただく予定ですので、ご承知おきください。

○委員長

資料は確認いただきましたけど、皆さん、大丈夫でしょうか。

■ 2 第4回会議録の確認について

○委員長

それでは、会議に入ってまいりたいと思います。次第の2項目ということになりま
すが、前回・第4回会議録の確認についてであります。あらかじめご自宅にお送りい
ただいております会議録の中で、どこか修正をすべき箇所を見つけた方はご指摘いた
だければと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

お聞きしたいのですけれども、前回の会議録資料、12ページの8行目、「最終的に審査委員会の意見を採用するもしないも」のところ「審査委員会」というのは。

○委員長

審査委員会は違いますね。「策定委員会」です。

○委員

それから、もう1点、18ページの委員長の発言されている部分でございますけれども、「行政と市民の役割委分担」となっていますが、「委」の字は削除することによってよろしいでしょうか。

○委員長

はい、ありがとうございます。

○事務局

ほかに、お気づきのところはどうでしょうか。

○委員長

なければ、私からも1カ所。2ページの下から5行目です。「個人名は基本的に載せないと、と合議されている」ではなくて、「合意」されているわけです。ということでご訂正をいただければと思います。

あとはどうですか。よろしいですか。では、特に挙手もないようでありますので、以上の修正を施した上で、会議録は成立ということにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

■ 3 各グループの意見を問題群ごとに整理した一覧表について

○委員長

では、続いて、次第の3点目、いよいよ中身に入ってまいります。各グループの意見を問題群ごとに整理した一覧表について、ということになっています。

さあ、今日は何をすればいいのだろうかとか皆さんは思われておるかもしれませんが、まず、確認いただきたいのは、それぞれ皆さんのグループで出していただいた意見が、この中に基本的には入っているはずですが、ただ、問題群というのは、できるだけそれぞれのグループでの区分けに沿って問題群の中に入れ込んでいるわけですが、グループごとに区分けがこれまで違ったものですから、今こうやって改めて起こしてみると、こっちのグループで言っているこの意見と、よそのグループで言っているこの意

見とが新たな問題群に挙がっている、これは同じことではないかとか、そういうことが多分あると思います。まず、そこでこの分類がいいかどうか。この場所にこういう意見が入っているけど、これでいいのだろうかというところも確認、チェックをしていただければと思います。

それから、もう1つ皆さんにお願いをしたいのは、こうやって改めて一覧表的に見てみると、抜けがないかという点です。こういうところの意見が今まで出ていなかったけど、こういうことも考えないといけないというのが多分あるかと思います。そういう抜けしているところを、これから足していきたいというのがあれば、これも出していただきたいと思います。

そうしたことをしながら、上から順番に、問題群ごとに条例に盛り込みたいことは何だろう、どういうことを条例に盛り込んでいけばいいのだろうかということを中心に意見を出していただいて、ご議論を深めていければと思っております。

今、これからやることを3つ申し上げました。まず、この分類、くくりでいいのだろうか。それから、抜けているところはないかというのが2つ目。そして、そこをある程度押さえたところで、くくりごと、問題群ごとに、順番に上から条例に盛り込みたいことをこれから検討していきましょう。こういう段取りに並べてありますが、そこまではご理解いただけましたでしょうか。よろしいでしょうか。

では、このメンバーになってからお互いまだよく知らない人もいたりするわけですが、今までグループで議論してきたものを、今日は口の字の形になって、みんなで共有していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

先ほど配られた基本ルールにより、発言はできるだけ1分以内に抑えることですね。一人ひとりの発言を尊重して、自分の意見の押し付けはしないなど、この基本ルールにはいろいろと書かれています。こういったことを守りながら、ご議論を進めていただければと思います。

それでは、まずこの表をご覧ください、うちのグループの意見はここに入っているけど、こっちのくくりのほうがいいというものがあれば、早速お出しいただきたいと思います。一応座席はグループごとになっていますので、少し自信がなければ隣近所と相談しながらご発言いただいても構いません。いかがでしょうか。

○委員

どこからですか。強みの部分も、弱みの部分もですか。

○委員長

全体を見ていただいて、この表現はどうかというのがあれば、どうぞ遠慮なく発言してください。

○委員

十分に目を通してこなかったので申しわけないですけど、一応ざっと流し読みはしたのですが、5ページの⑩コミュニティのところ、「人が少ない」という部分です。コミュニティで人が少ないということはどういうことか疑問を持ちましたので、ちょっとお願いしたいと思います。

○委員長

なるほど。そういう質問をいただいたので、Dグループの皆さんは、人が少ないのが強みというのはどういうことだということの説明をいただきたいと思います。

○コーディネーター

Dグループでは、「人が大好き」という一つのテーマがあり、その中で人が優しいとか、地域のまとまりがあるとか、顔が見えるという意味で、人が少ないけれども多くの人が見えると、そういう意味合いだったと記憶しております。

○委員長

そんなことでよろしいですか。

今のようなちょっと疑念があるとか、わからないことは今のうちに聞いておくといいかもかもしれません。また、一つ一つ項目ごとにやっていくときにも、その確認はしたいと思います。特にないようでしたら、淡々と上から行きます。いいですか。

○委員

生活弱者というか、高齢者・子どもというところは出てきてはいるのですが、この福祉のところではないのですけれども、障がい者の方々に対する様々な思いや育成という部分が全体の中のどこかに入っていればいいのですが、ちょっと漏れているのではと思いますので、もし入れられるのであれば、ご検討をお願いしたいと思います。

○委員長

個別でお年寄りとか子どもさんとか挙がっているわけですけど、トータルで生活弱者というのは恐らく出ていて、障がい者の方というような視点は今まで抜け落ちていたかもしれません。ここのトピックとしては人権とかボランティアとか、そんなことはあったりするのですけども、全体の中で漏れておるということであれば、入れておいたほうが良いですね。同じようなことでも結構です。今のような、こういう項目を挙げたほうがという何かお気づきの点はありますか。

○委員

外国人住民と多文化共生というのをやっけていまして、⑰に「国際交流が進んでいる」

というのは挙がっているのですが、外国人住民の中との共生というか、住みやすい地域づくりといったことが抜けていますので、ここへ入れてほしいと思います。

○委員長

甲賀市も人口の3%近く外国籍の方がおられるということです。この条例を考えたときに、外国人住民との共生というようなことも検討していきたいということで項目を挙げていただきました。あとで議論している最中に思いついて、こういうことも議論をしたほうがいいのではと気づいたことがあれば、またそれはそのときに出してもらうことにしまして、表の上から一つ一つ順番に見ていくことにしましょうか。

今日1日で、これを全部終わるつもりは全然ありません。先に申し上げておきますけど、大体3回ぐらいかかると私は思っていますので、時間が余りないから、これを全部やらなくてはと思って、遠慮して発言を控えているのであれば、その気遣いは無用だと申し上げておきます。

まず、①自然・環境というところですが、強みと弱みとを挙げていただいて、それを受けて条例に盛り込みたいことを右のほうに挙げていただきました。主にこれはAグループの皆さんですね。自然環境保全ということですので、例えばハード事業は行政だけでも、市民の役割というのがあるだろうということで役割分担を明記しようとか、それから自然保護とか自然を大切にというのは、これは市民の責務でしょうか、といった形で、これを盛り込もうというご意見だと思います。弱みを克服するために考えなくてはいけないこととか、強みを伸ばすためにということですので、ほかのグループの方も含めて、もう少しこういうことを入れたほうがいいのかと違うかとか、こういう視点は抜け落ちてないだろうかということを少しご意見いただければ、あるいはAグループさんが挙げていただいているものに対して、付け加えるとか、ちょっと真意を確認したいというような発言でも結構です。いかがですか。

では、私のほうから皆さんにお聞きしたいのですが、Dグループさんが挙げていただいたところで、「廃屋や耕作放棄地が増えてきた」と書いてあります。その辺の問題というのは、完全に克服は無理かもしれませんが、どうしたら克服できるのだろうかというときに、もしかすると、そこで市民や行政がやっていくことというのは見えてくるような気もするのです。では、Bグループさんに聞きます。廃屋や耕作放棄地が増えてきたというのは確かにそうだろうと思うのですが、これはこのままでいいのでしょうか。

○委員

Bグループで、この廃屋や耕作放棄地が増えてきたという話が出て、そのときには、どうしようかというところまで深く話はできてはいませんが、できれば、そこにまた人が住んでいただける環境を、行政はもとより、その地域の人々でつくっていかればと思います。例えば、町なかの方々にPRをする、セカンドハウスでも結構ですので、

その地域の人々、行政から来てくださいという形で人を呼んでくる方法が1つです。それと、それも含めて上手に活かすことによって、観光として流動人口を生み出そうというようなことがもう1つです。定住人口と流動人口と組み合わせることによって、この辺がにぎやかになっていけばいいなと思います。特に甲賀町、土山町、信楽町の周辺地域の話ですけれども、そのような考え方だと思っております。

○委員長

そうすると、例えば今、行政に求めることとしては、どこに廃屋があるとか、この土地はちょっと荒れているとか、そういう地域の状況をデータベース的に把握していただくということは一つ求めたいということはあるでしょう。それから、地域資源といえるかどうかわかりませんが、その地域にあるものをできるだけ有効に活用していこうという視点、これは廃屋、耕作放棄地に限らないですけども、今おっしゃっていただいた意見の中からは汲み取れるところですね。もちろんそれは行政だけではなくて、市民も含めて、そういうことをしていこうということだろうと思います。

あと、その耕作放棄地なり廃屋なりの所有者の方というのは、何かそのままでいいのでしょうか。甲賀市さんは、そういったものはこれまで把握されていたのですか。特に防災上の問題もあると思います。家が崩れてくるといって、それで避難路がふさがれるということもあるでしょうから、廃屋を把握し、所有者の方に何らかの働きかけをするというようなことは、市としてはされてきているのですか。

○委員

以前、生活環境課に所属していましたが、まさしくその廃屋であるとか、宅地の雑草を何とかしてくれという請求がたくさんありました。市に対して何とかならないのか、刈ってくれないのか言われるのですが、所有者の方のこともありますので、なかなかそこには踏み込めないというご説明はさせていただいておりました。

ですので、その所有者の方も、自分のものということで一定の責任があるのではないかと思いますので、その建物は自分で管理ができない事実、あるいはそういったことを何とか意思表示ができるような仕組みがあればと感じております。

○委員長

所有者の方の責務として、市内にそういう財産をお持ちの方が適正管理をしていたということも条例に書くということもありだと思います。逆に言うと、今おっしゃっていただいたように、そういうことで適正管理ができない方には、地域の方たちに、うちはもう管理できないから、管理をお願いする、例えば委託していただいたならば、もしかすると、それが委託料をもらった地域の活動費になっていくといった、コミュニティビジネス的なことをもって解決していくしかないのではと思います。そこは、所有者の方は一義的にはご自分のものだから、きちっと管理するという責務を

しっかり自覚していただくということは、今のご発言のとおり、条例に入れておける
かもしれません。

○委員

自治振興会では通学路点検というものをしています。小学校の子どもたちの通学路
を点検しているのですが、この空き家、廃屋は多々あります。老朽化している建物の、
瓦がいつ落ちてくるかわからないという状態が水口の町の中にたくさんあるわけ
です。今のところそれをチェックするだけです。実際、下校、登校のときに瓦が落ちて
きたところがあります。不安定なお家がたくさんある、それをどうするかと言ったとき
に、市に言っても、持ち主がいる、地主がいるということですが、住んでいないため、
誰の所有かわかりません。そういう場合、そんな危険のままにしておくのかというこ
とです。我々地域の間が地主を見つけて何とかしてくださいというと、ちょっと問
題になります。

○委員長

そうすると、今おっしゃっていただいたようにパトロール等していただいて、自治
振興会とか地域の皆さんでも状況を把握するということは大事だということです。で
も、それを役所に伝えて、役所の側で所有者の方に連絡をとり、「あなたの責務です」
や、「ちゃんとやらしてもらわないと困ります」ということを伝えることは、多分役所
もできます。役所としても、地域の方からいただいた情報をそのまましておかない
で、しかるべきところに伝えていくというようなことは、今度は役所の役割として
あるでしょうし、それを受けた所有者の方は適正に管理をするという責務もあるで
しょう。

こういった問題一つとってみても、役所の責務、市民の責務、市民の中でも所有者
の方の責務というようなことで、いろんなことが見えてきます。一つ一つ問題点を検
討していくと条例の中身を書けるようなことが見えてくると思いますので、そんな形
で、このあと議論を続けていきたいと思います。今、廃屋、耕作放棄地の話が終わり
ましたが、そういう関係で言うと、例えば特定外来種セアカゴケグモというのはどう
しましょうか。

○委員

セアカゴケグモが大阪から荷物に紛れて運ばれてきたことで、第一発生現場として
は甲南のパーキング等から広まって、希望ヶ丘等で発見されようになりました。まだ
市全体に被害が広がっているわけではありませんが、発見された方が市へ通報し、市
役所の職員が駆けつけて対処するという役割分担になっております。

○委員長

現状では見つけた人が通報して、役所が駆けつけるという形だそうですが、これがセアカゴケグモか、危険な生物かと思っただいた市民の方はいいのですが、何か珍しい蜘蛛がいるなあと、子どもがさわってしまうことになると怖いですね。そういう危険情報の周知や啓発といったことは市の役割としてやっただいたしているようですが、そんなことも入れていただくといいかもしれません。ちなみに、自然・環境というところでいいでしょうか。危機管理というか、安全・安心みたいな、今はそういう項目のような気もしてきましたが。

○委員

そうですね、そっちの分野のほうがいいかもしれません。

○委員長

このくくりも今、出てきたものですから、また出てくれば直せばいいと思います。では、⑬のところにも、そういう危険情報の周知みたいなこともあるだろうと、あるいはそういうのを見つけたときには、報告義務みたいなものは市民にもあるだろうということは、必要性として挙げておいたらいいいのではないのでしょうか。

○委員

戻って申しわけないのですが、廃屋の関係を行政にお聞きしたいのですが、廃屋はもちろん所有者の方に了解をもらわないといけません。廃屋の活用ということで、行政で何か対策はできないのでしょうか。といいますのは、実は高島では廃屋を活用されて、都会から住んでいらっしゃる。ひとり農業というか、そんな形で農業の好きな方もおられますので、楽しんで生活をしている方がいるのですが、市として廃屋を活用していくという方向での何か対策をとっておられるのでしょうか。

○委員長

現状としては、どうなのでしょう。

○委員

農業振興課の施策で田舎体験という事業があり、今年は私も5月に4人の女子中学生を受け入れさせてもらった経緯があるのです。それを少し直した形、廃屋を活用するという意味で、募集されるのでしょうか。そんな形のを市としてとっておられるかどうかということをお聞きしたいのです。

○委員長

その辺、どなたかおわかりの方は見えますか。

○委員

制度はないですね。

○委員長

制度としては特にないということですが。

○委員

今のご意見ですけれども、大阪等の都会の方から会社の保養施設として、田舎の大きな家屋を探しておられるという情報があって、何かいい物件はないか連絡がありました。山内は田舎で、お探しのようないい物件がかなりある地域でしたので、空き家の所有の方に連絡をとり、了解をいただきました。結局は、その保養施設として契約されたのかどうかはわかりませんが、情報提供をし、会社の方が見に来られたというような状況はあったと思います。どこの課というわけではありませんが、問い合わせがあれば必要に応じて、地域市民センターに情報提供するということがこれまで2件ほどあったと思います。市では、制度が無いからと言って、窓口でそのまま断るということは多分していません。

そのような問い合わせがあったので、各地域の方に、自治振興会の役員さんを通してその家屋の調査をさせていただいたことがありました。その地域ごとに幾つぐらいの家屋があって、その方がどのような意向を示しているかということを知りたいのですが、空き家は何軒かあるものの、約9割の方が他人に貸すのは少し抵抗があるというお返事をいただいているのが現状です。なぜですかと聞いたら、まだお墓も田舎に残っているし、田舎なので全然知らない人がその地域に入って、地域の迷惑になっても困るというお話も聞かせていただいています。空き家を活用する場合はその家主の方の了解等を十分にとらないと、厳しい現状がまだまだあるのではないかと思います。

○委員

そういうことでございましたら、一応調査という形の部分としては、これから前に進めていければと思います。

○委員長

地域の状況は漠然としていますけれども、どんなものかは市としても把握をしていただくと、もし今みたいな問い合わせがあったときにも、すぐに対応していただけるでしょうから、それは必要でしょう。それから、これは行政だけではなく、市民の皆さんも含めてですけれども、地域資源・廃屋の資源、それから地域にあるものを有効に活用していくというようなことは条例に入れていくと、遊ばせておくより、有効に使ったほうが良いという意識をみんなに持ってもらうことは大事かもしれません。

○委員

今の廃屋のことや、セアカゴケグモなどに関する条例はないのでしょうか。既にあるのであれば、わざわざ議論する必要はないと思いますし、これまでの条例があれば、少し参考になりますが、どうでしょうか。

○委員長

廃屋の話にしても、セアカゴケグモの話にしても、担当の職員の方にその状況の説明はしていただいていますけど、その根拠条例的なものというのは、特にないということと言い換えてよろしいでしょうか。

○委員

条例はないです。

○委員長

そういうのがあれば、また説明いただくときに、そういうことを皆さんに説明いただきましょう。

○委員

この自治基本条例というもののあり方ですけど、そのセアカゴケグモのことや、この空き家はどうかといった、そういう細かいところまで決めるようなものでしょうか。

○委員長

そういう細かい現実にある問題を解決することが必要ですが、そこから抽出して、市民の皆さんの責務として財産の適正管理をしましょうとか、あるいは市の責務としてその地域の状況の把握に努めましょうとか、そういったことが条例に書けると思います。ですから、セアカゴケグモであるとか、廃屋であるとかということを経験的に指定するのではなく、そういったところにも使えるような、しかし、もう少し広い区域を条文にしていけるのではないですかということをお聞きしたいので、皆さんと議論させていただいているところです。

抽象的な物の考え方に初めから慣れていない方はいいのですが、慣れていない方は、具体の事例からそういう抽象度を高めた形で条文をつくっていくという、今はそういう作業をしていきたいと思っています。そんな具体的なことを条例で書けるのですかと、いうようなご疑問等があると思いますが、できるだけそこから抽象化していったら、もう少し汎用性のある条例の内容に高めていきたいと思っていますので、まどろっこしいかもしれませんが、ご協力をよろしくお願いいたします。

○委員

自治基本条例というのは、どっちかという、大枠の条例で、その条例が実際に効力を持たずとしますと、そのまた条例をつくらなければならないということになります。そうすると、おっしゃったこの表に出ているようなものが、その下の条例に入れていくということではいけないわけですか。

○委員長

結果的には、そうなる可能性もあると思います。例えば、市民の皆様は自分の個人の財産の適正管理に努めましょうというものは、抽象的な話ですが、自治基本条例に書けるかもしれません。ところが、自分の財産の適正管理に努めましょうという条文ができると、それを受けて、廃屋とか耕作放棄地とかの管理についての条例みたいに具体的な、テクニカル的なものが、その下にぶら下がってくるということはある得るとは思います。

○委員

この自然・環境のところでは、自然環境の保護・保全、一番大切なのは保全ですね。それで、自然というのは本当に大切なもので、保全だけではなくて、その活用もしないといけないと思います。そうなってくると、自然と共生した町をつくっていかないといけないことがあると思いますし、また、もう1つは景観の問題も出てくると思うのですが、それも決めないといけないのではないかと思います。

○委員長

おっしゃっていただくと、そう言えば、景観とは、どこにも書いてないのかという気がしますね。話としてはこの中にあるかもしれませんが、自然だけではなくて、その景観の保全とか活用ということも含めたらどうかというのが委員さんのご提案です。そして、自然ということと言うと、共生というような表現のほうがいいのではということもご提案いただきました。

○委員

もう少し先を見た形の話ですが、守る、あるいはそれを育てていくとか、環境ということはあるのですが、逆に、自然との闘い、自然を破壊していかないと生きていけない部分があります。例えば雪害であり、あるいは開発という名のもとに、地域を蘇生させようと思えば、開発していかなければいけないこともでてくるわけです。そうすると、森林を伐採したり、あるいは農地をつぶしたりしなければいけない。

共生といわれる部分が、魚を守ったり、鯨を守ったりする運動とよく似ている部分があるかと思うのですが、それが例えば農振地や都市計画法、条例あるいは法律の中で、地域の秩序ある農地や土地を守っていくという法律のある中で、そういう開

発をどうするかという問題ですので、ここの部分は相当慎重にしていかないと、法律の論議を超えた部分を条例の中で制約してしまうと、これはイエス・ノーの論議になってくる。要するに、法律論議の部分を条例の中に持ってくると、必ずイエス・ノーの話をしなくてはいけないので、それはこの条例を逸脱しているのではないかという話になってきます。ここの部分は相当慎重な議論を煮詰めていく必要があると思います。

○委員長

今は条例に盛り込みたいことを挙げていただいております。この一覧表を見ながら、そういう議論をしていると、皆さんから少し条例に近づいた形のアイデアをいただいて、その後、次に何をするかというと、いよいよ今度は、こういうことを条例に盛り込んでくださいという形で文言を整理していく。そこの段階で、それは条例に入れると逆に法律違反になるという話も出てくると思います。それは、またその段階できちっと検討していかなくてはいけないと思います。ちなみに、環境に関する条例というのは、甲賀市はお持ちですか。

○委員

その条例の正しい名称は言えませんけれども、ございます。環境基本条例に盛り込まれていたと思うのですが、一字一句は記憶しておりません。

○委員長

そういった条例がある部分に関しては、屋上屋のようなことを書いてもいけないと思います。ただ、既存の条例があっても、あえて、これを市の基本条例としてもう一度打ち出したい、これは目玉なんだというお考えがあれば、それはまた言うただくという感じになっていくと思いますが、そういった他の条例、もちろん法令も含めて、その整合性ということも今後は考えていければと思います。この先の課題であり今はまず意見を出していただいて、その後、それが個別にぶつかっているかどうかということを、役所のほうでもチェックしていただく必要があろうかと思います。まずは、余り萎縮しないで意見を言ってください。

○委員

環境条例ですか、ぜひ僕らに資料としていただけたら参考になると思います。ただ、僕らはどんな条例があるか素人ですからわからないので、ぜひそういうものを参考にさせてもらいたいと思います。

○委員長

では今後、その関連しそうな条例、主だった条例ということになると思いますけど

も、それは会議で情報提供していただくということにしましょう。ただ、甲賀市が持っている全ての条例、規則を出してくれと言われると、相当な分量になって、これは抱えてくることも困難なことになるので、そこは勘弁いただきたいということで、主だったもので関係しそうなものを事務局で今後ご用意いただくようにしたいと思います。

○委員

この自然・環境の中に挙がっています「弱み」の中に、「大きな川がありながら荒れている」ということで、Dグループさんが発表されたわけでございます。

9月に甲賀市を襲った台風18号ですが、特に信楽地域に大きな被害をもたらしました。その原因は、やはり河川の浚渫の問題です。信楽川も、大戸川も全て氾濫し床下・床上浸水という災害が起きています。だから、浚渫が実施されていれば、ああいった被害はなかったのではと、後の反省として上がってきているわけでございます。

そういった意味で、河川整備という形のを条例の中に挙げてもらえたらという思いがあります。この一級河川は今、国が管理をしていますが、近々県へ移譲されるということも聞いていますが、河川の整備という部分も、これは⑬に挙がってきております安全・安心にも関わりのあることかと思えます。

○委員長

河川の管理というのは直接に市ではないだろうと思うので、なかなか難しいと思います。市の方で、河川のことをお願いします。

○委員

9月16日に発生しました台風18号、その前に幾つか台風がありましたが、特に大きな被害を受けたのが信楽でした。ご指摘の浚渫ですが、要は、土がたまってきて河川の断面を小さくしてしまい、あふれてしまうというご心配のお話ですが、そもそも大戸川なり信楽川は一級河川であります。非常に断面が小さく、浚渫をして何とか改善ができるというレベルを超えている状況であり、その点は河川改修という対策が必要になってくると思います。先ほどおっしゃっていただいた一級河川は、県の管理になっており、実際は甲賀市が河川の管理をしております。あと、国から期間を切るというお話をいただいたのは、直轄の砂防事業がありまして、それが今は県へ引き継ぐという話になっております。その辺が先ほどの話の中で一緒になったかと思えますので、ご確認いただきたいと思えます。

○委員長

河川の管理をするということは細かい話で書きにくいとは思いますが、先ほどの地域の状況を把握するということと言うと、市としては、県管理の河川であってもこ

こは断面が少し狭くて、大雨が降ると危険な河川が市内にはあるということを市民の皆さんと共有し、あそこの川が危ないからこんな状況だったら避難したほうがいいという話もあるでしょうから、その地域の状況の把握と、それから情報の共有ということとは抽象的な文言として条例に活かさせていけそうです。

○委員

先ほどご意見のあった開発について、開発か保全という問題が出てくると思うのですが、以前は総合発展計画として、市土をいかに利用するかといった開発を主にやってきたわけですが、さすがに開発というのは皆さんおっしゃったように、大変なことだなと感じています。甲賀市は約481km²という大きな面積をかかえ、財政の問題もある中、工業団地の状況など、どこかを開発しなければならない。9万3,000人の人口、費用対効果等でいろんな問題が出てくると思いますので、そこをどのように位置づけるかということが問題ではないかと思います。

○委員長

そういう具体例、新名神のポテンシャルを活かして開発しようということは条例に書きにくいとは思いますが、今おっしゃっていただいたように、甲賀市の均衡ある発展といいますか、そのような抽象的なことはある程度言えると思いますし、バランスのとれた保全と開発のトラストみたいなことを求めていくようなことはあり得ると思いますので、その辺は次の段階で文言をある程度提言しようという形で、文言を整理するとき、どう入れていくのかということは議論をしていければと思います。他、自然・環境というあたりに関して、どうですか。

○委員

この「弱み」の中に、「獣害が多い」ということでDグループとEグループが挙げています。確かにそのとおりでございまして、これは市も個体調整や補助金などいろんな対策をされており、信楽地域は周辺をどんどん金網で張っていただいたわけですが、実は先だっの台風で大分倒伏化している部分がございます。

いくら金網を張っても道路まで蓋はできませんので、実はシカが道路からどんどん入ってきている現状ですが、一時よりは確かに減っていることは減っております。そういったことで市のほうも本当にご苦労されて、いろんな対策を練られているわけですが、具体的に私が申したこと以外に、市でお考えの部分がございましたら、お出しただけたらと思います。

○委員

副委員長は山内自治振興会の初代会長で、その当時から自治振興会で個体調整を実施されてきました。地域の方は専門ではないけれども手弁当で檻を設置し、獣は殺処

分までされています。その中で、結構お金がかかるのも事実ですので、今年は補助金というより、物をいただくことにしました。市が檻を購入し、その檻を市から3基わけてもらい、それで個体調整の補助をしてもらっていました。平成23年度からその檻を使って実施した結果、この10月でシカを100頭捕獲しました。素人集団にとってはすごい数だと思っているのですが、これは自然が相手ですので、いくら行政が頑張っても限界がありますし、また市民だけができるものでもないとは私は自治振興会の活動を通じて思いました。だから、行政だけに頼ることなく、地域挙げて、市挙げて、みんなでその自然と闘うというか、そういう姿勢が大事になってくるので、ある程度の役割分担は必要だと感じています。お金だけではなく、物資で援助を受けるということもあると思います。

○委員

ありがとうございました。実は、私ども信楽では、営農組合があるのですが、市と話ししながら、金網などは、補助金をいただいて張ったわけでございます。そういった意味で、今も話がありましたような形の中で、直接かかわってもらっています地域の農業組合さんと市の間でいろんな話をされて、どんな方法がほかにあるのかということも含めて、協議をいただくということも一つの方策かと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長

今の話も地元市民と役所との先ずは情報の共有であり、あるいは獣害が出てくるというのは、多分里山の管理がうまくいってないということもあると思ひます。そういうことで言うと、先ほどの財産の適正管理みたいなことも関係するでしょうし、条例としてはそんなことを検討課題として考えるべきだと思ひます。

○委員

自然・環境なのか、林業という話になるのかわかりませんが、ある程度自然が荒れる、山が荒れるというのは、先ほどから出ている耕作放棄地と同じように、山をほったらかしにするというところがあると思ひます。そこの所有者も含めて、県とか府とかの指導もあるとは思ひのですが、林業というか、木を含めたら、こうなるぞとか、あるいはこういうふうな形で管理していったら、100年後にはこうなりますよというようなところの山の管理の部分、市、あるいは県かわかりませんが、教育ではありませんが、どこかの形で指導をしていただくことが必要かと思ひます。

おじいちゃん、おばあちゃんは、山はこうあるべきだというようなこと、治水のことも含めて思っておられることがたくさんあるのですが、私から下の年代になると、山を放置した状態になっていると思ひますので、その山を持っておられる方と行政が連携して、山のあり方自体を根本的に考えてはどうかと思ひます。もうか

るか、もうからないのか、治水なのか、治水でないのかというところを全部含めて、焦点を当てて考えるような環境をつくってもらえたらどうかと思っています。

○委員

自然・環境という問題ということですが、そういった中で、強み、弱みの中の「自然」という言葉が非常にたくさん出てきています。これを条例に、全部入れ込むのかどうか、その辺がこれから我々行政のほうでいろいろと表現を考えていくわけですけど、おっしゃるように川であったり、山であったり、ここでは水や空気と書いてあるのですが、それが例えば強みのところで、「良い」、「豊か」、ここで言う自然というのは、皆さんはそれぞれ価値観が異なっていると思いました。先ほどの川の話もそうです。自然のものである川が、自然のものである台風で壊れている。これも良い部分なのか、悪い部分なのかわかりませんが、自然というのはいろんな切り口があります。私がいろいろ聞いて、「皆さんの思っている自然とは何ですか。例えば甲賀市の自然とは何かをはっきりPRできますか」と。これを見ますと、皆さんはAグループからCグループを除いて、みんな「自然」という言葉が書いてあるのですが、先ほどからの意見を聞いていますと、自然がわからなくなってきました。できるだけ抽象的な言葉でとおっしゃるのですが、その自然が余りにも抽象的すぎて、具体的に甲賀の自然とは何なのか、そこで議論された自然とは何なのかということなのです。

○委員長

リクエストをいただきましたので、皆さんは、「自然が多い」、「自然が豊か」といろいろと書いていただきました。自然というのはどういうものを念頭に置いて皆さんそれぞれのグループでご議論いただいたかということをご紹介いただければと思いますが。

○委員

自然の中には文化が入っていると考えています。甲賀の自然というのは、田舎と山と川、情報、水。今、琵琶湖の流れが問題になっている。確かに甲賀市は琵琶湖の水を飲んでないというプライドがある。私はすばらしいと思っています。文化も自然の中に入るわけです。

○委員長

そうすると、抽象的になってきましたけどね。

○委員

グループでは哲学的な根拠で自然について議論したのではなく、率直な感情を言っていると思うのですが、ただ、一つ言えるのは、甲賀市だけではないのですが、山、

川、谷、野原とある分は、自然の生活の身近にあるということが多分言われていると思うのです。だから、ただ眺めているだけとか、私たちの手の届かない自然と、私たちがふだんの生活の中で、例えば私たちは年に2回か3回、山へ掃除に行きます。はるかかなたのかすんでいる山まで1時間半ぐらいかけて登って、枝打ちをしたり、下草刈りしたりしているわけです。その自然はふだん見ているのですけども、わざわざ1時間半歩いて自然の中に入り込んでいっています。

その豊かな自然の中で、そういう部分もありますし、共生するという部分、あくまでも自然は生活の身近にあるということから出発していると思いますので、その身近にある自然をどうするかというところが、一つのポイントだと思います。

○委員長

自然というのは一体何だという禅問答みたいな話になってきていますが、恐らく条例に書くときには、例えば私たちの住む甲賀市は生活の身近なところで自然に恵まれみたいな、そういう書き方で、前文か何かに書かれるぐらいのことになってくるのだらうと思います。そこは、逆に言うと、ある程度幅広く受けとめ方によって、1分間も含めて考えられる方もいれば、1時間半かけて、はるかかすんでいる山に登って、枝打ちをするということをイメージされる方もいるという、ある程度の幅があって、前文に書くようなものであればいいのではないかと思います。

具体的に皆さんの権利を何か制約したり、何か義務を課したりというようなことになると、そこは一分の狂いもない文言にしておかないと、いろいろと問題が出てくると思いますけども、恐らくそういう形にはならないのではないかと思います。法務担当の方もいらっしゃいますが、いかがでしょうか。

○委員

普通、条例等においては、第一条から始まるというパターンでつくるケースが非常に多いのですが、中には理念的なものもあって、そういった条例等にはまず前文があり、この条例は実はこういって成り立って考えられて作られているものなので、以下にそういうものを示しますというものがあります。

今回は、そういった意味のものかということも思っているながら、中身で甲賀市らしさを出す中で、多くの方に共有ができる、そういうものにしていけたらということも含めて、狭めることなく、広く皆が共有できたらいいというようなものをつくっていただけたら幸いです。そういう意見をいっぱい出してもらえたら、作りやすいかもしいのではないかと考えています。

○委員

皆さんも甲賀の自然というのは、人が暮らす中で手を加えた自然という理解でよろしいですか。全く手を加えない自然というものもあるのですけれども、例えば山でも、

エベレストの山よりも、全く自然のままの山が美しいという、その自然もありますし、里山のように人が手を加えて守る山もあります。甲賀の山は、人が暮らしの中で手を加えながら共生している自然という位置づけで理解させてもらったらよろしいですか。

○委員

言葉の定義みたいですが、天然も自然も同じみたいなことです。自然の反対の言葉は人工ではないでしょうか。僕が思っているのは、人の手の加えていないのが天然、自然と思うのですが、周りにおられた人が手を加えて山となれば、半分自然で、半分人工で、半々ぐらいになると思うのです。今言われたエベレストとか、山というのは昔から日本人というのは自然信仰がありますから、山や川や谷を見たら、何かいい感じがするというのがあるので、あれは全く人の手を入れたらいけないとこだと思いますし、そこは一つ残しておくという感じで、自然信仰というのが僕らにあるのかもしれません。

○委員長

そうすると、自然との共生みたいなイメージで、ここは考えていくといいのでしょうか。完全に自然野放しではなくて、半自然で折り合いをつけ共生し、多少皆さんの手も入っている里山などがあるわけですが、そういった理解でしょうか。

それでは、自然環境のところを整理させてもらいますと、もともと挙がっていた話として、自然・環境保全と書いていただいていたのですが、単なる保全じゃないだろうということで、自然との共生という話と、それから景観の保全のようなものを入れたらどうかというご意見がありました。この辺については、他との整合性というのもあるでしょう。自然と共生しているということは、秩序ある開発も含めて捉えたほうがいいだろうという話がありました。

それから、廃屋やセアカゴケグモ、獣害等いろいろ出ていますが、そういったことで関連して言うと、地域の状況をきちっと把握しましょうというのが、もしかすると行政の責務としてまずあるのではないのでしょうか。単なる状況を把握することだけではなく、市民の皆さんと共有する、情報の共有も課題だろうということですね。これも情報共有ということで書けそうな気がします。それから、廃屋とか耕作放棄地とか、さらに里山の話も出てきましたが、そういう地域資源を有効活用していきましょと、これは行政、市民共々だと思います。

それから、そういったものに関しては、まずは一義的な財産の適正管理といったことも市民の責務としてあるのではないかと。それこそ、市民の責務で個人の財産を適正管理するということが条例に書かれていると、何のことだというふうになります。財産はもちろん自分で管理していますと、みんな思うわけですが、この場合はと言って、解説本みたいなものを作るときに、今まで具体的に議論をしていると役に立

つわけです。例えば廃屋とか耕作放棄地というものは、他人に迷惑をかけているようなことがないでしょうか、そういったものも崩れると災害のときに危険なので、皆さん適正に管理してくださいというようなことも、この条例、条文から皆さん考えてほしいのですというようなことを解説本のようなところで書く。そういうネタにもなってきます。今、具体的な話と抽象的な話が行ったり来たりしていますけど、なるほど、そんなふうに今後これが使われてくる話だなどご理解をいただければと思います。

それから、セアカゴケグモに関しては、先ほど出てきましたけども、そういった危険情報みたいなことは、市としても、市民の皆さんに周知・啓発するという責務があるだろうし、市民の皆さんからすれば、何かここに発生している、ここにあると、もし見つけて気づいた方は、市に通報する責務もあるだろうということが見えてきましたけども、そういった話は⑬の安全・安心にむしろ関係するかもしれないということでもあります。

今のところ、そんな感じで意見というものを作成させていただいていますけども、ここまでのところ、皆さんよろしいですか。

— 同意 —

○委員長

何か気づいたことがあれば、また戻っていただいても結構ですが、歴史・文化のほうに入っていきたいと思います。同じように、またいろいろと意見をいただければと思います。条例で考えていきたいこととしては、その文化を次の世代に伝えるということです。その担い手ということも含めて挙がってきています。ここに景観という話もありました。景観を保全するだけではなく、新たに生み出すという話も書いていただいていますけど、ここは非常にたくさんの「強み」が挙がってきているわけですけど、その強みを活かすために、どんな仕掛け、仕組みというのがあるだろうかということをもたまたお考えいただければと思います。

私から質問させていただきますけど、弱みのところで、「活かされていない」のは、それは活かしていきましょうという話になると思うのですが、「関わっていないひとの思い」というのは、どういう趣旨なのかつかみかねているのですが、どなたにご説明いただいたらよろしいですか。

○委員

関わっていない人の思いというのは、例えば無関心な人がいらっしゃるというのが弱みではないかというご意見だったと思います。無関心な方を皆さんが引き入れていないというのも、課題ではないかと私自身は思っています。

最近、町歩きをしているのですが、いつも通っている道ですけども、例えばボランティアガイドさんと一緒に歩くと全然違って見えるということがありますので、い

ろいろと関わってみればいいのではないかと考えております。

○委員長

無関心な方にも、できれば何らかの形でもっと参加していただきたいという皆さんの思いもあるということですね。そうすると、無関心な人たちに働きかけるみたいなことが必要になってくるのでしょうか。関心のある人も自分だけよければいいではなくて、関心のない人にうまくきっかけを与えてあげるみたいなことも、関心のある人がやっていくべきであるというようなことが条例に書かれるのですかね。

ただ一方では、ほっといてくれという人も中には見えると思います。そういう人の人権侵害になってはいけないから、その辺のバランスが難しいところになってくるのだと思います。

○委員

私の地元は、紫香楽宮跡が発掘された信楽町宮町ですが、市では「史跡紫香楽宮跡整備活用計画検討委員会」を立ち上げられ、柴原先生を委員長として会議を進めてもらっています。地元の紫香楽宮というところには田んぼがあるだけで、その地下に埋め戻しをされておりますので、観光客の方々がお越しいただいても、何もないわけです。市では、例えば建物の一部を復元していただくとか、資料館という形で進めてもらっていますが、地元としても何かできることはないかということで地元では「みやまち宮跡づくり委員会」を立ち上げました。ここにもあります「伝統文化を後世に伝える」ためにはどうしたらいいかということについては、市の整備活用計画検討委員会で協議してもらっておりますし、私らの意見をそこへ反映していきながら、前に進めてもらっています。それまでの間、何かをやっていかなければとの思いから、地元のお米の商標登録を受け「みやまえ745」として発売しています。745年というのは聖武天皇が大仏の建立についての詔を発せられたときです。そういう形で会議に発信をしているということと、その田んぼには、正殿跡をロープで引っ張りまして、そこにLED電灯をつけるということを去年からやっています。今年も、みんなで実施することになっています。西脇殿と東脇殿があり、その真ん中に宮殿があるのですが、その灯りをLEDで表示していくということをやっています。そういうことで、将来的に一部でも復元しましたら、地元では道の駅や、信楽インターチェンジが近いので、いろんな形で考えておるわけですが、それは大分先の話になってきますので、行政と二人三脚で、地元もできることをやっていこうという思いです。例えば歴史文化講演会についてもずっと続けておりますし、もう1つ、紫香楽宮跡というのがあります。これは紫香楽の都だということで県のほうから認定され、国の指定も受けているわけですが、これは国分寺というのでしょうか、寺跡ということではっきりしております。今の宮町にありますのは、宮殿跡ということではっきりしておりますので、その辺のところもあるわけですので、紫香楽宮跡保存会とみやまち宮跡づく

り委員会とが手をつないでやっているところです。文化講演会につきましても、やっていくということで計画もさせてもらっておるわけですが、そんなことで、行政と地元が共有しながら発信をしているというのが現状です。それを条例の中でどのような形で盛り込まれていくのかと考えながら、一応現状報告ということでございます。

○委員長

今の話も、それこそ行政任せでなくて、市民もできることはやるというようなことをおっしゃっていただきました。何でも行政任せにするのではなく、市民の責務でもあるでしょうし、地域のためにやっていきましょう、汗をかこうというようなことは表現は別として、条例に書けるかもしれません。

それから、行政と市民と二人三脚でというお話もいただきました。先回ときにはEグループの方たちが、「今、協働のとき」とおっしゃっていただきましたけども、まさにその市民と行政との協働というようなことも文言としては条例の中に書き込んでいくといいのではないかなという印象を今のお話からはいただきました。

歴史・文化のところはどうでしょうか。歴史・文化を伝えようとか、それを大切にしていこうとか、そのために後継者をちゃんと育てようとか、皆さんの思いは、今、出ているぐらいで大体尽きている感じですか。

○委員

学校で習うべき人、郷土で習う郷土史、地域にはそれぞれ歴史があります。そして、伝統、お祭り。文化というのは、私は自然の中に入っていると思います。歴史というのは、子どもたちに教える郷土史ぐらいしかないかもしれませんが、町の歴史をいかに子どもたちに教えるか、その子どもたちが、また次の人に教え、やがて大人になる。大人が子どもたちに教えるというのが一番大切にもかかわらず、それがなされていない。この甲賀のすばらしさ、住んでいる町のすばらしさ、郷土愛というのが条例に入ればいいと思います。それが前文になるのかは難しいかもしれません。市民憲章にある「人・自然が輝き続ける・・・」との関係、そういう理念というかその関連と思うのですが、どこまでそういうものが入っていくのかということのも大事ではないかと思えます。

○委員長

私が条例とは何ですかという話をしたときに、市民憲章も、ある程度理念的なことを書いているのですが、市民憲章よりはもう少し踏み込んだ具体性のあるものが条例になっていくのではという話をしました。確かにその辺のすみ分けは難しいですね。ただ、今おっしゃっていただいた郷土愛、地域を愛するみたいなことは大切にしましょう、地域のこれまでの伝統・歴史・文化を大切にしましょうということとは言えると思えます。

○委員

歴史・文化はみんなわかっているのですが、言えないことがあると思います。お祭りも、伝えていこうということだと思っただけなのですが、お祭りは、どこでも、昔から神社で神様をお祀りします。日本は戦争に負けたことで、神社が一宗教にさせられ、そういうことでいろんな問題が出ていたのですが、その辺のところをごまかして文化と言っていると思います。昔、僕らが子どもの時、祭りの日は学校が休みでした。学校を休んでお祀りし、そうやって、みんなそれぞれ仲良くなっていきました。それが宗教と政治と分離しなければならないということになったのですが、もう一度昔の考え方に戻ってもらって、祭りの日は甲賀市内の各地域で休みにし、子どもには宮さんに行かせる。これが文化を守ることにつながっていくのではないのでしょうか。

先ほどの話にもありましたけど、これから外国人の方もたくさん甲賀市に入ってくるかもしれない。外国の文化も多少入れるのはいいと思うのですが、余りかぶれてしまって、本来、我々日本人としての心というものがなくなってしまって、つながらないようでは何のことかわからなくなります。歴史認識とよく言われますが、今、委員長が言われたように、郷土を愛する、甲賀を愛するということは、今現在だけでなく、ご先祖さんまでを愛するということが本当の愛することになると思うのです。僕らにできることはご先祖さんを愛し、自分も愛する。甲賀市は古いまちであり一本につながっているのは、神社なりそういうところで一つのかたまりがあったわけなんです。もう一回、その辺に戻すような動きを甲賀市から始めてもいいのではないのでしょうか。

○委員長

お祭りというのは、もともとは宗教に入れるというか、神様を祀るという話はお祭りという語源ですし、祀り事というのは政治のことを言いますので、もともと昔は切っても切れないものだったところからスタートしているんで、当然そういうご議論もあり得るものだと思います。そういった大きな意味で言う文化とか伝統を大切にしようということですが、どこまで具体的に書けるかというところは、少し難しいほうの議論をしていただく必要があるのではと思います。

先ほどもありましたけど、ほかの法規との整合性ということもありますから、甲賀市だけ突出して憲法違反の内容をつくっていいかということ、それは差し繰りもあろうと思いますので、その辺も含めて、どこまで皆さんの思いをこの条例に活かすことができるかということで、ご議論いただければと思います。

○委員

文化に関して、今いろんなお話をいただいておりますが、伝統・文化を守るとか、伝えていこうというお話が出ていますが、私自身は、新しくつくるものであってもいいと思います。伝統・文化を十分認識した上で、みんなで新しい甲賀の文化をつくって

いきましょうという表現か何かが出てこないかと思います。守るだけではなくて、前向きになるような形、つくりましょうという表現をみんなで入れていければと思います。

○委員長

これはEグループさんのところのご意見としても、景観、文化の創出というのを出力していただいていますから、おっしゃるように、単にずっと守っていくというだけではなくて、新たなものを生み出してくる、そういう活力もニュアンスも入れていくということはあるかもしれません。歴史・文化について、他はよろしいでしょうか。

— 同意 —

では、今の歴史・文化のところを整理しますと、既にこのプリントに挙がっているもので言うと、伝統・歴史・文化を後世に伝える、守る、それを活かしていくということが挙がっています。それから、それを守っていったり、伝えていったりということと言うと、当然、後継者をどう育てるかという育成の観点も挙がっていました。

そこにプラスして、今日伺ったご意見の中では、もともとここにも書いてありましたが、ご意見があったように、新たな文化をみんなで作っていく、次を担っていく、甲賀文化を作っていくということも大事だろうというお話がありました。この後の⑨で、旧町の意識がまだまだ強いとか一体感ができてないという話もありますが、そんなところも、まさにこれまでの旧町ごとにやってきた文化ということ、いい部分は活かしつつも、甲賀市としての一つのカルチャーをつくっていくということも、今後考えていく必要があるのではと思いました。

それから、今日、出たご意見としては、郷土史を伝えていく、あるいは郷土愛というようなものを持っていただくこと。それから、郷土愛というだけではなく、それはその郷土を築いてくださった先人への敬意も含め、考えていくことが大事ではないかというご意見もありました。

それから、信楽のかなり細かい話をご紹介いただいた中から出てきたこととして、全部役所任せではなく、市民もできることを積極的にやってみようという話、そして市民と行政との協働という話、これも入れることができるのではということが見えてきました。無関心な人のこと、関心のない地域とか、関心がない方たちへの働きかけも、もしかすると必要かもしれないという話がありました。

ここまでやってきて、今20時50分です。会議は一応21時までということですが、これで次の項目の「産業」に入ると、産業はどうも皆さんの思いがたっぷりありそうなので、終われなくなるという気がするので、少し早いですが、今日のところは、なるほど、今後こういう感じでやっていくのだなというところを体験していただいたということで、次回以降はもう少しペースアップして、③④⑤⑥⑦をやっている

くということにして、今日の段階では、お開きの方向でいこうかと思いますが。他に何かございますか。

○委員

4年ぐらい前だと思うのですが、甲賀市で芸術・文化のまちづくり審議会があった、その中で、文化とか芸術などの項目が20ぐらい描かれていたと思うのですが。

○委員長

芸術・文化のまちですか。歴史・文化に関係しますけども、答申後はどう活かされているかということですが。

○委員

その審議会のことは私、存じ上げておりません。調べて次回にということによろしいでしょうか。

○委員長

せっかく答申まで上げて、その後一体どうなったのか、そんなことを思っておられる方も見えるのですが、次回ぐらいに、そんなこともご説明を受けたいと思います。

今ご質問がありましたけども、とりあえず今日の議論はここまでということで、特に異論はないようでありますので、次第の次のところに行きたいと思います。

■ 4 次回の内容について

○委員長

次回は第6回になります。第6回の会議は11月29日で場所は今回とは変わりました。市民福祉活動センター、これは第2回に実施したところです。時間は14時からになります。ついでに言っておきますと、第7回が12月16日、これは前回申し上げたように、14時から会議をした後に、皆さんとの懇親会をぜひやりたいと思います。今日もこうやって顔を見てみると、こんな人もいたのかと、お互いまだよく知らない状態ですので、また仲良くなって、より深い議論ができるようになっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、今日、出た話ですけども、次回の会議のときに、主だったもので結構だと思いますけど、関連しそうな条例については、資料として委員の皆さんにお配りいただけるような準備を事務局にお願いしたいと思います。

その他、何かこの際、特に発言をしておきたいことはございますか。事務局は、何かありますか。よろしいですか。

それでは、次第の6番、閉会ということで、閉会のご挨拶は副委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

■ 5 閉 会

○副委員長

今日は19時という早々の時間帯でしたが、腹が減るぞというお叱りの声もなく順調に皆さんの熱心なご協議をいただき、まことにありがとうございました。特にわかったことは、市役所の職員の方がそれぞれ所轄の課の担当する自分のところに意見が振られてくる可能性があるという、こういうところがわかっていただいたのではないかと思います。次回までに自分の所轄の部分をもう少し研究しておかないといけないということが意識されたと思います。大事なところは、市役所の皆さんが同じこの委員会に入っているという、その重要性が、こういうところでも出てくるのではないかと。これは入っている意味がある、意義のあることかなと理解できたのも、今日の一つの成果という思いもしております。

今日は三段兵法という形の中で、これからずっとやっていって行くわけでございますけれども、特に今日の部分は、花の実で言えば、人工授粉をさせていくという作業に入ったという思いをいたしております。これが一番大事で、この受粉をしていく作業はちゃんとしていかないと立派な実になりませんので、一番骨の折れる作業ですけれども、これが私たちの課せられた使命ではないかという思いをしているところでございます。今後、③の部分から、また順調に入っていきたいと思っておりますので、皆様方のより一層のお力をご期待申し上げまして、簡単でございますが、本日の終わりの言葉にかえさせていただく次第でございます。本日は、本当にご苦労様でした。